

沖縄県個人情報保護審査会答申第 49 号 概要

①件名	平成27年11月2日付け精保第447号及び平成27年11月12日付け南医第1316号に係る保有個人情報不決定に対する不服申立てについて（平成28年3月10日付け沖個審第47号により併合）
②開示請求年月日	平成27年10月19日（沖縄県知事） 平成27年10月23日（沖縄県病院事業局長）
③実施機関	沖縄県知事、沖縄県病院事業局長
④決定年月日	平成27年11月2日（精保第447号） 平成27年11月12日（南医第1316号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑦不服申立て年月日	平成27年12月7日（沖縄県知事） 平成27年11月24日（沖縄県病院事業局長）
⑧不服申立ての趣旨	本件処分（保有個人情報不開示決定）を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨不服申立ての理由（要旨）	申立人は、本件請求個人情報に係る本人（平成27年9月17日死去）の弟であり、相続人である。申立人は相続財産の調査中であり、開示される情報によっては関係機関を提訴することもあり得るため、実施機関は申立人に情報を開示することが先決である。
⑩諮問年月日	平成27年12月18日（沖縄県諮問保第17号） 平成27年12月25日（沖縄県諮問県第5号）
⑪答申年月日	平成28年9月1日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事及び沖縄県病院事業局長（以下「実施機関」という。）が行った平成27年11月2日付け精保第447号並びに平成27年11月12日付け南医第1316号の保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が不開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、異議申立人の兄（平成27年9月17日死去）に関しての医療保護入院届（添付書類も含む。）、入院請求書、診療情報提供書等（以下「本件公文書」という。）である。</p> <p>（2）死者に関する個人情報の取扱いについて 本条例は、個人情報の取扱いに関連する本人の権利利益を保護することを目的としており、権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、条例第2条第1項で個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。 個人情報の範囲が「生存する個人に関する情報」に限られている以上、死者に関する情報については、原則開示の対象とならないが、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解するわけではなく、当該死者情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報でもあると認められる場合は、例外的に開示の対象となる。</p> <p>（3）異議申立人に関する個人情報該当性 本件公文書について異議申立人からの請求が認められるためには、本件公文書の情報が、死者である本人の情報であると同時に異議申立人自身の個人情報でもあると認められるような情報でなければならない。 具体的には、「死者である被相続人から相続した財産に関する情報」若しくは「死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報」等についての開示請求と認められるかであるが、両請求が認められるには、財産権若しくは損害賠償請求権を既に取得している必要があり、取得を証明する書類として財産権については、遺言書や遺産分割協議書等が、損害賠償請求権については、示談書や和解書等の提出がそれぞれ必要となる。 本件につき、異議申立人からは相続した財産権若しくは損害賠償請求権の取得を認めるに足る資料の提出が出されておらず、本件請求個人情報が異議申立人自身の個人情報であると認めることはできない。</p>